

仕 様 書

1 委託件名

武蔵村山市プレミアム付デジタル商品券事業実施業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日（火）まで

3 履行場所

武蔵村山市本町一丁目1番地の1 他

4 目的

本事業は、デジタル商品券（1口5,000円）を購入した市民に20%相当（1口1,000円分）のプレミアムを付与し、市内の店舗で使用してもらうことで市内の消費を喚起し、これにより、物価高騰の影響を受けている消費者及び市内事業者を支援するとともに、市内事業者のキャッシュレス化の促進を図ることを目的とする。

5 委託内容

プレミアム付デジタル商品券事業の実施に係る業務全般

(1) プレミアム付きデジタル商品券の販売

市内の対象店舗において決済可能なプレミアム付デジタル商品券を市民に限定して販売するキャンペーンを実施する。

《キャンペーン概要》

購入期間	使用期間が終了する前日まで購入可能とすること。使用期間の開始より前に先行販売の期間を設けることは妨げない。
使用期間	令和8年2月中旬までの間で1か月半程度を確保すること。 （例）令和7年12月1日（月）から令和8年1月31日（土）まで
購入条件	12歳以上の市民が購入できるものとし、先着順で1人につき8口まで購入できるものとする。
販売口数	50,000口
プレミアム付与額	50,000千円
プレミアム付与率	20%
商品券金額	A券3,000円（うちプレミアム付与額500円） B券3,000円（うちプレミアム付与額500円）
対象店舗・用途	A券：市内に事業所（店舗）を有する事業者で、本事業のプレミアム付デジタル商品券を決済することができる事業者 B券：市内に事業所（店舗）を有する事業者で、大型店舗やフラ

	ンチャイズチェーンを除く本事業のプレミアム付デジタル商品券を決済することができる事業者 【対象外】 ・保険適用医療機関 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を営む事業者 ・公共施設の利用料金等、公共料金及び税金等
備考	購入期間及び使用期間は、事業効果が最大となるように設定すること。

※キャンペーンの詳細については、事業者選定後に調整する。

(2) 消費者への事業PR及び支援

受託者はあらゆる広告媒体を通じて、プレミアム付デジタル商品券を利用する可能性がある消費者に対してキャンペーンをPRする。また、サービスに不慣れな消費者に対し、キャッシュレス決済の普及とともに、キャンペーンを活用できるよう設定及び操作方法に関する支援を実施すること。

(3) 市内事業者への事業PR及び支援

受託者は、対象店舗へのキャンペーンの周知のほか、サービスを導入していない市内事業者に対して、キャンペーンのPRと導入支援を行う。

(4) 案内書類及びPRツール等の作成及び納品

受託者は、対象店舗にキャンペーン内容や注意点を伝えるために、キャンペーンに関する案内書類を作成する。また、同時に対象店舗がキャンペーンの話題性を生かした集客活動を行うことができるようPRツール等を作成する。作成した案内書類及びPRツール等は一式セットにして各対象店舗に納品すること。なお、作成に当たっては、以下に示す「作成時の注意点」を踏まえること。

＜作成時の注意点＞

ア 消費者が、武蔵村山市が実施するキャンペーンであることがわかるデザインやキャッチコピーを使用すること。

イ 消費者が、A券とB券を利用できる店舗の区別がつくようなデザインとすること。

(5) 対象店舗及び消費者からの問合せへの対応

受託者は、対象店舗及び消費者からのキャンペーンやサービスの利用方法に関する問合せに対応する。

(6) 事業実施結果の分析及び評価

受託者は、キャンペーン期間中及びキャンペーン終了後に、週1回の頻度で事業実施状況を市に報告する。

6 委託料の支払

業務完了後、受託者の適正な請求書に基づき支払を行う。

7 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、委託期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

8 個人情報の保護

本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

9 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

武蔵村山市情報セキュリティポリシーの要旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

(1) 複写及び複製の禁止

受託者は、本契約による業務を処理するため、市が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「市からの貸与品」という。）を、市の承諾なくして複写及び複製してはならない。

(2) 作業場所以外への持出禁止

受託者は、市からの貸与品（複写及び複製したものを含む。）について、市が認める場所以外へ持ち出してはならない。

10 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、速やかに市に業務完了報告書を提出し、市の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、原則として、あらかじめ指定された日時及び場所において、市の職員が行う検査に立ち会わなければならない。

(3) 受託者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

1 2 その他

その他本仕様書に記載のない事項又はその他疑義が生じた場合は、市及び受託者で協議の上、決定すること。

1 3 連絡先

協働推進部産業観光課商工係 担当：豊泉・大野
電話 0 4 2 - 5 6 5 - 1 1 1 1 （内線 2 2 5）

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）との間で締結する本契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下本特記仕様書において「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「個人情報保護法ガイドライン」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、武蔵村山市情報セキュリティポリシーその他関係法令等（以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 本特記仕様書で使用する用語は、法及び番号法で使用する用語の例による。

(秘密保持)

第3条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約の履行に際して知り得た個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行に携わる乙の従業者（以下単に「従業者」という。）に、個人情報等の秘密保持に係る誓約書を提出させなければならない。

(安全管理措置)

第4条 乙は、本契約の範囲内において、個人情報等の取扱いについて甲が採るべき措置と同等の安全管理措置（個人情報保護法ガイドライン及び特定個人情報ガイドラインで求められる安全管理措置をいう。）を講じる義務を負う。

(従業者の明確化)

第5条 乙は、従業者のうちから、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に規定する総括保護管理者、保護管理者、保護担当者（特定個人情報については、特定個人情報ガイドラインに規定する総括責任者、保護責任者、事務取扱担当者）及び監査責任者に相当する者（以下「総括保護管理者等」という。）を指名し、個人情報等の安全管理体制の確保及び維持に努めなければならない。

2 乙は、本契約の締結後、速やかに総括保護管理者等を指名し、総括保護管理者等の氏名、役職等及び個人情報等の安全管理体制について甲に書面で届出を行い、承認を得なければならない。総括保護管理者等又は個人情報等の安全管理体制を変更する場合も同様とする。

(監督・教育)

第6条 乙は、本特記仕様書及び法令等が遵守されるよう従業者を監督しなければならない。

2 乙は、従業者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他法令等で定められた安全管理措置に関する教育及び研修を実施しなければならない。

(作業場所)

第7条 乙は、あらかじめ個人情報等を取り扱う事務を行う作業場所（特定個人情報を取り扱う事務については、特定個人情報ガイドラインに規定する取扱区域及び管理区域をいう。以下同じ。）を定め、本契約締結後、速やかに甲に書面で届出を行い、承諾を得なければならない。作業場所を変更する場合も同様とする。

2 乙は、甲の事業所内に作業場所を設置するときは、当該事業所に出入りする全ての従業者に乙が発行する身分証を携帯させなければならない。

(持出しの禁止)

第8条 乙は、本契約において取り扱う個人情報等を作業場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、持出しの理由、方法、場所、持ち出す個人情報等の範囲その他甲の指定する事項について、書面によりあらかじめ甲に申し出て承諾を得た場合は、施錠可能な容器に入れる等の盗難防止措置（電磁的記録媒体で持出しを行う場合は、暗号化等の安全管理措置を含む。）を講じる場合に限り、持ち出すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約に係る個人情報等を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報等の目的外利用等を行うときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承諾を得ることができない場合は、目的外利用等の後、直ちに報告を行うこととする。

(複製等の制限)

第10条 乙は、甲の指示又は承諾を受けた場合を除き、甲から提供又は貸与を受けた個人情報等が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(管理)

第11条 乙は、本契約に係る個人情報等の管理に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的、収集から廃棄までの手続を明記し従業者に周知する等、違法な利用や漏えい等の事故発生を防ぐ措置
- (2) 施錠可能な書庫等で保管し、個人情報等を保有する端末のワイヤーロックを行う等、盗難を防止する措置
- (3) 個人情報等の保管場所への入退室及び機器の持込みを管理する措置

(4) 個人情報等を電子データで保管する場合には、次に掲げる措置

- ア 電子データにアクセスできる者及びアクセスできる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの限定、アクセスログの分析等
- イ 電子データを保管する端末への機器接続制限
- ウ 2段階以上のアクセス認証
- エ セキュリティソフト、ファイアウォール等による外部からの不正アクセス、サイバー攻撃等の防止
- オ 電子データを保管する端末をインターネットから独立させる等の手段によるデータの漏えい防止

(受渡し)

第12条 本契約の履行に必要な個人情報等の受渡しは、甲が指定した日時及び場所において行うものとし、乙は、個人情報等の受渡しを受けたときは、甲に対して受領証を提出しなければならない。

(返却又は消去等)

第13条 乙は、本契約が終了したとき又は甲の求めがあったときは、直ちに個人情報等を甲に返却するものとする。ただし、甲から指示があったときは、文書に記録されたものについては溶解等の方法により、電磁的記録媒体に記録されたものについては物理的若しくは磁気的な破壊、ソフトウェアによるデータ消去等の復元不可能な方法により消去し、又は廃棄することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報等を消去し、又は廃棄するときは、甲乙協議により期限を定めた上で、乙の責任により行うものとし、個人情報等の消去又は廃棄が完了したときは、その完了した事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託の制限)

第14条 乙は、本契約に係る業務の一部を再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、再委託先の名称、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う個人情報等、再委託先における安全管理措置、再委託先に対する管理・監督の方法その他甲が指定する事項を明らかにした上で書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再委託を行う場合は、乙は、本契約に係る契約書に定める事項及び法令等を遵守するよう再委託先の管理・監督を行わなければならない。

3 第3条から前条までの規定は、再委託を行う場合について準用する。

(情報漏えい等が発生した場合の措置及び責任)

第15条 乙は、本契約に関し個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直ちに必要な調査を行い、当該事故の内容、発生場所、発生状況、事故に係る個人情報等の内容及び件数その他甲が指定する事項について、書面で甲に報告するとともに、影響を

最小限に抑える方策及び再発防止策を講じ、書面により速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、これらの報告の内容について、個人情報保護委員会に報告し、及び公表することができる。

- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により発生した個人情報等の漏えい等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本契約終了後に発覚した事故に対しても適用する。

(契約内容の遵守に関する報告等)

第16条 乙は、本特記仕様書の遵守状況について、定期的に書面で甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報等の取扱状況、再委託先の監督状況、安全管理体制等に関して甲からの求めがあったときは、書面により直ちに甲に報告しなければならない。

(必要があると認めるときの実地調査又は監査)

第17条 甲又は甲が指定した者は、乙(第14条第1項ただし書の規定に基づき、本契約に係る業務の一部を再委託する場合の再委託先を含む。以下本条において同じ。)の業務に支障を生じさせない範囲において、随時に乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の従業者への聴取等、本特記仕様書に基づき適切な措置が講じられているかを確認し、及び検証するための調査又は監査を実施することができる。この場合において、乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲が指定した者が行う調査又は監査に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査又は監査の目的を達成するために必要な範囲において、乙に対して情報の提供を求め、又は改善のための指示を行うことができる。

(法令等に違反した場合の契約解除及び賠償)

第18条 甲は、乙が法令等の規定又は本特記仕様書に定める義務に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、損害金として甲に対して契約金額(単価契約であって仕様書等の記載により予定数量が明らかな場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、契約の解除により甲に生じた実際の損害額が当該10分の1に相当する額を超える場合は、実際の損害額に相当する額を賠償するものとする。

(管轄の合意)

第19条 本特記仕様書に規定された事項に関連して生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。